# 旅客営業規則

# 目 次

第1章 総	則
第1条	目 的
第2条	適用範囲
第3条	用語の意義
第4条	運賃前払いの原則
第5条	契約成立時期及び適用規定
第6条	旅客の運送等の制限又は停止
第7条	運行不能の場合の取扱方
第8条	旅客運賃の計算方及び営業キロ程の端数計算
第9条	旅客運賃の端数処理
第10条	期間の計算
第11条	旅客の会社に対する提出書類
第2章 乗車	券の種類及び様式
第12条	乗車券の種類
第13条	乗車券の表示事項
第14条	乗車券の様式
第3章 乗車	券の発売
第1節 通	
第15条	乗車券の購入及び所持
第16条	乗車券の発売箇所
第17条	乗車券の発売範囲
第18条	乗車券の発売日
第19条	乗車券の発売時間
第2節 普	通乗車券の発売
第20条	普通乗車券の発売
第3節 定	期乗車券の発売
第21条	通勤定期乗車券の発売
第22条	学生定期乗車券の発売
第23条	学生定期乗車券等の不正使用の場合の取扱い
第4節 I	C乗車券の発売
第24条	IC乗車券の発売
第25条	削 除
第26条	削 除

穿	写5節	įį	団体	5乗車券の発売
	第2	7 🕯	条	団体乗車券の発売4
	第2	8 🕏	条	団体旅客運送の申込み及び引受け4
	第2	9 🕯	条	団体旅客運送引受け後の変更4
第	66節	ĵ	貸切	乗車券の発売
	第2	9 🕯	条の 2	貸切乗車券の発売4
	第2	9 🕯	条の3	貸切旅客運送の申込み及び引受け5
	第2	9 🕯	条の4	貸切旅客運送引受け後の変更5
第4			旅客運	
第	11節		通	則
	第3			旅客運賃の種類
	第3			旅客の区分及びその旅客運賃
	第3		-	旅客の区分による旅客運賃適用上の特例6
	第3		•	旅客運賃割引の重複適用の禁止6
第	52節	ĵ		旅客運賃
	第3	4 🕏	条	普通旅客運賃6
第	3節	ĵ		旅客運賃
	第3	5 🕏	条	定期旅客運賃6
第	4節	ĵ	団体	旅客運賃
	第3	6 🕯	条	団体旅客運賃7
第	55節	ĵ	貸切	旅客運賃
	第3	6 ई	条の2	貸切旅客運賃7
<b>公</b> F	幸	5	<b>垂 古 光</b>	. の
第 5	早 第3			・の効力 乗車券の使用条件8
	第3			券面表示事項等が不明となった乗車券8
	第3			改氏名の場合の定期乗車券の書換え8
	第4			有効期間の起算日
	第4			小児が大人券を使用した場合の取扱い8
	第4			有効期間
	第4			途中下車の無効
	第4			乗車券が前途無効となる場合       8
	第4			定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合9
	第4			定期乗車券が無効となる場合9
	第4	7 🕏	条	学生定期乗車券の効力9
第6	章	Ē	乗車券	の改札及び引渡し
	第4			乗車券の改札9
				乗車券の引渡し

第 7	章		旅客の	特殊取扱い	
第	1 節	j	乗車	変更	
	第 5	0	条	乗 越10	0
	第 5	1	条	精 算10	0
	第 5	2	条	定期乗車券の種類又は区間の変更10	0
	第 5	3	条	日割額の計算方法10	0
第	2節	j	乗車	券の無札及び無効	
	第 5	4	条	乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃、増運賃の収受10	0
	第 5	5	条	定期乗車券不正使用の旅客に対する旅客運賃、増運賃の収受1	1
第	3節	j	乗車	券の紛失	
	第 5	6	条	乗車券を紛失したときの取扱方1	1
第	4節	j	運行	不能及び遅延	
	第 5	7	条	電車の運行不能又は遅延の場合の取扱方1	1
	第5	8	条	無賃送還の取扱い1	1
	第5	9	条	旅客運賃の払戻し	2
	第6	О	条	定期乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払戻し12	2
第	5 節	j	誤	乗	
	第6	1	条	誤乗区間の無賃送還	2
第8	音		旅安海	賃の払戻し	
	<del>工</del> 11節		<i>派在连</i> 通	則	
	第6		-	旅客運賃払戻しの取扱箇所12	2
	第6			払戻し請求権行使期限	
	第6			払戻しをする場合の限度額	
	第6			増運賃の払戻しの禁止	
	第6			旅客運賃の払戻し手数料の収受	
第	2節			開始前又は使用開始前の払戻し	
,,,	第6			旅行開始前の旅客運賃の払戻し	3
	第6			使用開始前の定期旅客運賃の払戻し	
	第6			旅行開始前の団体旅客運賃の払戻し	
			へ 条の2		
第	3節	j	旅行	開始後又は使用開始後の払戻し	
,,,	第7	0		旅行開始後の旅客運賃の払戻し	3
	第7	1		使用開始後の定期旅客運賃の払戻し	
	4節			· 発見	
- 11	第7			普通乗車券等の紛失発見14	4
taka	-4-4		lata at a se	* 65 dul 7.	
第9				賃賃の割引	
	1節		通	則	
	第7	3	条	割引の種類14	4

第2節 特	寺定割引	
第74条	特定智	割引となる乗車券の発売14
第75条	身体區	章害者等14
第76条	乗車券	条の購入方18
第77条	運賃0	♡割引18
第78条	介護者	者等が共に乗車する場合の乗越し又は払戻し18
第3節	<b>È画割引</b>	
第79条	企画書	副引となる乗車券の発売18
第80条	割引率	率等1
第81条	観光券	\$等との組合せ1E
第10章 7	人場券	
第82条	入場券	<b>券の発売1</b> 6
第83条	入場料	斗金16
第84条	入場券	等の効力16
第85条	入場券	<b>券が無効となる場合16</b>
第86条	入場券	等の改札16
第87条	無札え	入場者16
第88条	入場料	PA金の払戻し
第11章 肖	削 除	
第1節 肖	削 除	
第89条	削	除16
第90条	削	除16
第91条	削	除16
第92条	削	除16
第2節 肖	削 除	
第93条	削	除16
第94条	削	除16
第95条	削	除16
第96条	削	除16
第97条	削	除16
第3節 肖	削 除	
第98条	削	除
第99条	削	除17
第4節 肖	削 除	
第100多	条 削	除17
第101多	条 削	除17
第102第	条 削	除17
第103第	<b>入</b>	除17

	第104条	削	除		 	 	17
第	1 2 章 手回	り品					
	第105条	手回!	の品の範囲及び係	學管責任	 	 	17
	第106条	危険品	品等の持込み禁止	1	 	 	17
	第107条	手回!	0品の点検		 	 	17

## 旅客営業規則

#### 第1章総則

(目的)

第1条 この規則は、広島高速交通株式会社(以下「会社」といいます。)の旅客の運送等について合理 的な取扱方を定め、もって利用者の利便と事業の能率的な運営を図ることを目的とします。

(適用範囲)

- 第2条 会社線による旅客の運送等については、別に定める場合を除いて、この規則を適用します。 (用語の意義)
- 第3条 この規則における用語の意義は、次のとおりとします。
- (1)「会社線」とは、会社の経営する鉄道及び軌道をいいます。
- (2)「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場及び停留場をいいます。
- (3)「電車」とは、旅客の運送をする列車をいいます。
- (4)「係員」とは、旅客営業に従事する会社の社員をいいます。
- (5)「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券又は IC カード乗車券の改札を受けて 入場することをいいます。
- (6)「乗車券」とは、会社と旅客との運送契約に基づいて、会社が旅客運賃と引き換えに旅客に交付する 証票をいいます。
- (7) 「IC カード乗車券」とは、別に定める規則に規定する IC カードを媒体とするストアードフェア乗車券及び定期乗車券並びにストアードフェア機能と定期乗車券機能を併せ持った複合乗車券をいいます。(以下、本規則では、IC カード乗車券の内、定期乗車券部分のみを指す場合は、「定期乗車券」といい、全ての IC カード乗車券を総称する場合は、「IC 乗車券」といいます。)

(運賃前払いの原則)

- 第4条 旅客は、運送契約の申込みを行おうとする場合、現金により所定の旅客運賃を支払って乗車券を購入し、又はIC乗車券により普通乗車券と引き換えなければなりません。ただし、IC乗車券により直接入場する場合を除きます。また、旅行開始前に契約の締結等により会社が特に認めた場合には、後払いとすることができます。
- 2 IC 乗車券により直接入場する場合は、有効な定期乗車券の区間内を利用する場合を除き、出場時に運賃相当額を、IC 乗車券から減算します。
- 3 前各項の規定にかかわらず、旅客は、定期旅客運賃について会社が特に認めたクレジットカードによって支払うことができます。

(契約成立時期及び適用規定)

- 第5条 旅客運送の契約は、旅客が所定の旅客運賃を支払い、又は IC 乗車券により普通乗車券の交付を 受けたとき及び IC 乗車券で自動改札機又は窓口端末による改札を受けた時に成立します。ただし、そ の成立について、別段の意思表示があった場合を除きます。
- 2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその 契約の成立したときの規定によります。

(旅客の運送等の制限又は停止)

- 第6条 旅客運送の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは、次のいずれかの制限又は停止をする ことがあります。
- (1) 乗車券及び入場券の発売制限又は停止
- (2) 乗車券の使用制限又は停止
- (3) 乗車区間の制限、電車への乗車制限、駅への入場制限
- (4) 車内持込品の長さ、容積、重量、個数、品目、持込区間又は持込む電車の制限
- 2 前項の制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示します。

(運行不能の場合の取扱方)

第7条 電車の運行が不能となった場合は、その不通区間に対する旅客の取扱いをしません。

2 電車の運行が不能となった場合であっても、会社において他の運輸機関の利用又はその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして旅客の取扱いをします。

(旅客運賃の計算方及び営業キロ程の端数計算)

- 第8条 旅客運賃は、旅客が実際に乗車する発着区間の営業キロ程により計算します。この場合、営業キロ程に1キロメートル未満の端数があるときは、1キロメートルに切り上げます。
- 2 前項に規定する各駅間の営業キロ程は、「別表1」によります。

(旅客運賃の端数処理)

第9条 旅客運賃を計算する場合の10円未満の端数は、10円に切り上げます。(以下「端数計算」といいます。)

(期間の計算)

- 第10条 期間の計算をする場合は、初日の時間の長短にかかわらず、1日として計算します。
- 2 前項の規定にかかわらず、24 時を経過しても、最終電車が終着駅に到達する時分までは1日として計算します。

(旅客の会社に対する提出書類)

- 第11条 旅客運送の契約に関して、旅客が会社に提出する書類は、黒のボールペンをもって記載し、かつ、特に定めるものについては証印を押すものとします。
- 2 前項に規定する特に定める書類の記載事項の一部を訂正した場合は、発行者の記載事項については発 行者の訂正印を、当該旅客の記載事項については本人の証印を、それぞれの訂正箇所に押すものとしま す。
- 3 第1項に規定する会社への提出書類は、運送契約が解除された場合であっても返還しません。

#### 第 2 章 乗車券の種類及び様式

(乗車券の種類)

- 第12条 乗車券の種類は、次のとおりとします。
- (1) 普通乗車券
- (2) IC 乗車券 (定期乗車券 (通勤定期乗車券・学生定期乗車券) を含む)
- (3) 団体乗車券
- (4) 貸切乗車券

(乗車券の表示事項)

- 第13条 乗車券の券面には、次の各号に掲げる事項を表示します。ただし、IC乗車券については、別に 定める規則によります。
- (1) 旅客運賃
- (2) 有効区間及び有効期間
- (3) 発行日付
- (4) 発行箇所名及びその記号
- 2 第1項のほか、乗車券には「別表2」に定める記号を当該乗車券の表面に表示します。
- 3 会社が必要と認めた場合は、第1項及び第2項に規定する表示事項の一部を省略することがあります。 (乗車券の様式)
- 第14条 乗車券の様式は次の各号に定めるとおりとします。ただし、会社が必要と認めた場合は、発売 方、様式等について別に定める場合があります。
- (1) 普通乗車券の様式 「別表3」
- (2) IC 乗車券の様式 定期乗車券の様式は、「別表 4-1」又は「別表 4-2」に、その他については、別に定める規則によります。
- (3) 団体乗車券の様式 「別表 5」(4) 貸切乗車券の様式 「別表 5」

#### 第 3 章 乗車券の発売

#### 第1節 通 則

(乗車券の購入及び所持)

- 第15条 電車に乗車する旅客は、その乗車に有効な乗車券を購入し、これを所持しなければなりません。 なお、学生定期乗車券、特定割引の乗車券を所持する旅客は、該当者であることを証明する証明書、手 帳等を併せて所持しなければなりません。
- 2 機器の故障等旅客の責任とならない事由により、乗車券を購入しないで電車に乗車した場合は、着駅において相当区間の旅客運賃を支払うものとします。

(乗車券の発売箇所)

- 第16条 乗車券は各駅において発売します。ただし、定期乗車券は次に定める駅において発売します。 県庁前駅、新白島駅、大町駅及び広域公園前駅
- 2 前項の他、各駅の自動券売機で定期乗車券の新規発売及び継続発売をします。ただし、新規発売は第35条第1項の大人定期旅客運賃を適用する通勤定期乗車券のみとします。
- 3 前項に定める継続発売に関する取扱については、別に定める規則によります。
- 4 乗車券は、第1項に規定するほか、会社が臨時に設置した乗車券臨時発売所及び別に指定する箇所に おいて発売することがあります。

(乗車券の発売範囲)

- 第17条 乗車券は、発売駅から有効なものに限って発売します。ただし、定期乗車券、団体乗車券、貸 切乗車券及び会社が特に必要と認めた場合は、発売箇所以外の駅から有効となるものを発売します。 (乗車券の発売日)
- 第18条 乗車券は、発売当日から有効となるものを発売します。ただし、定期乗車券、団体乗車券及び貸切乗車券は、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) 定期乗車券は有効期間開始日の14日前から発売します。
- (2) 団体乗車券及び貸切乗車券は乗車日の14日前から発売します。
- 2 会社が特に必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず乗車券を発売することがあります。 (乗車券の発売時間)
- 第19条 駅における乗車券の発売時間は、その駅に発着する始発電車に乗車するために必要な時刻から、 終発電車に乗車するために必要な時刻までとします。ただし、定期乗車券の発売時間については別に定 めます。

## 第2節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

第20条 普通乗車券は、旅客が片道1回乗車する場合に発売します。

## 第3節 定期乗車券の発売

(通勤定期乗車券の発売)

第21条 通勤定期乗車券は、同一区間を常時乗車する旅客が、別に定める定期券購入申込書に必要事項 を記入して提出した場合に発売します。

但し、第16条第2項により購入する場合は、定期券購入申込書の提出を省略することができます。 (学生定期乗車券の発売)

- 第22条 学生定期乗車券は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び会社が指定した学校(以下「指定学校」といいます。)の学生、生徒、児童又は幼児が指定学校の代表者が発行した学生証、生徒手帳等を提示し、別に定める定期券購入申込書に必要事項を記入して提出したときに発売します。ただし、第16条第2項により購入する場合は、同書の提出を省略することができます。
- 2 指定学校以外の学校の学生が、実習のため実習場所等まで乗車する場合で、会社がこれを承認した場

合は、第1項の規定に準じて学生定期乗車券を発売します。

3 削 除

(学生定期乗車券等の不正使用の場合の取扱い)

第23条 学生定期乗車券を使用資格者が不正使用し、又は使用資格者以外の者に使用させたときは、その使用資格者に対して学生定期乗車券の発売を停止することがあります。

第4節 IC 乗車券の発売

(IC 乗車券の発売)

第24条 IC乗車券の発売については、別に定める規則によります。

第25条 削 除

第26条 削 除

#### 第5節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売)

- 第27条 団体乗車券は、旅客が発着駅及び全行程を同一の人員で旅行する場合で、会社があらかじめ運送の引受けをしたときは、次の各号により発売します。
- (1) 普通団体

責任ある引率者が引率する15人以上の団体旅客

(2) 学生団体

学校長の申込みによる指定学校の学生、生徒又は児童が15人以上と教職員(嘱託した医師及び看護師を含む。以下同じ。)等によって構成された団体旅客で、当該指定学校の教職員によって引率されるもの。ただし、へき地教育振興法(昭和29年法律第143号)第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が15人未満のときであっても取扱いをします。

- (3) 前号に規定する学生団体であって、当該団体を構成する旅客が次のいずれかに該当する場合には、引率者のほかに旅客1人につき大人1人の付添人をつけることができます。
  - ア 幼稚園の園児、保育所の児童又は小学校第3学年以下の児童であるとき
  - イ 肢体不自由又は虚弱のため、会社において付添人を必要と認めるとき

(団体旅客運送の申込み及び引受け)

- 第28条 前条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、当該団体旅客乗車日の6か月以内に、 あらかじめその人員、行程、乗車すべき電車及びその他輸送計画に必要な事項を記載した「別表6」に 定める団体旅行申込書を提出して、旅客運送の申込みを行うものとします。
- 2 旅客から前項の規定により団体旅客運送の申込みを受けた場合で、会社において運輸上支障がないと 認めたときは、当該団体旅客運送の引受けをします。

(団体旅客運送引受け後の変更)

第29条 団体旅客運送の引受け後、旅客の都合による乗車月日、乗降駅、申込人員等取扱い条件の変更 は、会社において運輸上支障がないと認めた場合に限りこれを行います。

#### 第6節 貸切乗車券の発売

(貸切乗車券の発売)

- 第29条の2 貸切乗車券は、次の各号に定める行程を当該団体だけのために設定した臨時電車(以下「貸 切電車」といいます。)の全区間又は、一部区間に乗車し、行程の途中となる駅で出場せず利用する旅 客に対して、会社があらかじめ運送の引受けをしたときは、次の各号により発売します。
- (1) 長楽寺駅~本通駅~広域公園前駅~長楽寺駅の1行程
- (2) 長楽寺駅~広域公園前駅~本通駅~長楽寺駅の1行程

- (3) 長楽寺駅~本通駅間1往復の1行程
- (4) 長楽寺駅~広域公園前駅間1往復の1行程
- 2 第29条の3第2項に定める貸切旅客運送の引受は、1編成あたり150人を責任人員とし、実際乗車人員が責任人員に満たないときであっても、責任人員に相当する貸切旅客運賃を収受することを条件とします。
- 3 第1項に定める行程には、旅客が乗車しない回送電車も含みます。

(貸切旅客運送の申込み及び引受け)

- 第29条の3 前条の規定により貸切乗車券を購入しようとする旅客は、当該貸切電車乗車日の6か月前から2ヶ月前までに、あらかじめその人員、行程、貸切電車の運転時刻及びその他輸送計画に必要な事項を記載した「別表6」に定める団体旅行申込書を提出して、旅客運送の申込みを行うものとします。
- 2 会社は、旅客から前項の規定により貸切電車による運送(以下「貸切旅客運送」といいます。)の申 込みを受けた場合で、運輸上支障がないと認めたときは、当該貸切旅客運送の引受けをします。
- 3 前項に定める貸切旅客運送の引き受けに際しては、第36条の2各号に規定する運賃計算区間毎に定める貸切旅客運賃相当額を保証金として収受することとし、保証金の取扱については、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) 保証金は、会社が指定した方法及び期日までに現金で納付していただくこととします。指定期日までに納付がないときは、当該貸切旅客運送の申込みを取り消したものとみなします。
- (2) 旅客の責めに帰する事由により、貸切旅客輸送の申込みを取り消した場合で、会社が認めた場合に限り、収受した全額若しくは一部を返還します。
- (3) 会社の責めに帰する事由により、当該貸切旅客運送の申込みを取り消したときは、納付された保証金相当額を返還します。
- (4) 保証金は、貸切乗車券発売の際、貸切旅客運賃の全額、若しくは一部に充当します。
- (5) 納付された保証金には、利子を附しません。
- (6) 会社の責によらない事由で、貸切電車に乗車しなかった場合は、貸切電車に乗車したものとみなして取り扱います。ただし、会社が事情やむを得ない事由によると判断した場合は、全額若しくは一部を返還する場合があります。

(貸切旅客運送引受け後の変更)

第29条の4 貸切旅客運送の引受け後、旅客の都合による乗車年月日、時刻、乗降駅、申込人員等取扱 い条件の変更は、会社において運輸上支障がないと認めた場合に限りこれを行います。ただし、旅行開 始後の区間変更は取り扱いません。

第 4 章 旅客運賃

第1節 通 則

(旅客運賃の種類)

- 第30条 旅客運賃の種類は、乗車券の種類に応じて、次のとおりとします。
- (1) 普通旅客運賃
- (2) 定期旅客運賃 (通勤定期旅客運賃、学生定期旅客運賃)
- (3) 団体旅客運賃
- (4) 貸切旅客運賃

(旅客の区分及びその旅客運賃)

第31条 旅客運賃は、次に掲げる年令別の旅客の区分によって、この規則の定めるところにより、その 旅客運賃を収受します。

大 人 12才以上の者

小 児 6 才以上12 才未満の者

幼 児 1 才以上6 才未満の者

乳 児 1 才未満の者

- 2 前項の規定による幼児であっても、次のいずれかの場合は、これを小児とみなし、旅客運賃を収受します。
- (1) 幼児が、幼児だけで旅行するとき
- (2) 幼児が、乗車券を所持する6 才以上の旅客(団体旅客及び貸切旅客を除く。)に1 人をこえて随伴されて旅行するとき。ただし、1 人をこえた者だけを小児とみなします。
- (3) 幼児が、団体旅客又は貸切旅客として旅行するとき、若しくは団体旅客又は貸切旅客に随伴されて 旅行するとき
- 3 前項に規定するほか、幼児又は乳児に対しては、旅客運賃を収受しません。

(旅客の区分による旅客運賃適用上の特例)

第32条 前条第1項の規定にかかわらず12才以上の旅客で小学校に通学するものは小児とし、6才以上の旅客で小学校入学前のものは幼児として取り扱います。

(旅客運賃割引の重複適用の禁止)

第33条 旅客は、旅客運賃について2以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券について、重複して旅客運賃の割引を請求することはできません。

## 第2節 普通旅客運賃

#### (普通旅客運賃)

第34条 大人の普通旅客運賃は、次のとおりとします。

(1)	2キロメートルまで	220円
(2)	2キロメートルを超え4キロメートルまで	260円
(3)	4キロメートルを超え6キロメートルまで	300円
(4)	6 キロメートルを超え 9 キロメートルまで	350円
(5)	9キロメートルを超え12キロメートルまで	400円
(6)	12キロメートルを超え15キロメートルまで	4 3 0 円
(7)	15キロメートルを超え18キロメートルまで	460円
(8)	18キロメートルを超え19キロメートルまで	490円

2 小児の普通旅客運賃は、大人の普通旅客運賃の半額を端数計算した額とします。

## 第3節 定期旅客運賃

## (定期旅客運賃)

第35条 大人定期旅客運賃は、次のとおりとします。

(1) 1か月定期旅客運賃

単位:円

営業キロ程	通勤定期運賃	学生定期運賃
2 キロメートルまで	8, 580	6,600
2 キロメートルを超え 4 キロメートルまで	10, 140	7,800
4 キロメートルを超え 6 キロメートルまで	11,700	9,000
6 キロメートルを超え 9 キロメートルまで	13,650	10,500
9 キロメートルを超え 12 キロメートルまで	15,600	12,000
12 キロメートルを超え 15 キロメートルまで	16,770	12,900
15 キロメートルを超え 18 キロメートルまで	17,940	13,800
18 キロメートルを超え 19 キロメートルまで	19,200	14,770

- (2) 2か月学生定期旅客運賃
  - 1か月学生定期旅客運賃を2倍し、これの0.3割の割引をして端数計算した額とします。
- (3) 3か月通勤定期旅客運賃
  - 1か月通勤定期旅客運賃を3倍し、これの0.5割の割引をして端数計算した額とします。

- (4) 3か月学生定期旅客運賃
  - 1か月学生定期旅客運賃を3倍し、これの1割の割引をして端数計算した額とします。
- (5) 6か月通勤定期旅客運賃
  - 1か月通勤定期旅客運賃を6倍し、これの1割の割引をして端数計算した額とします。
- (6) 6か月学生定期旅客運賃
  - 1か月学生定期旅客運賃を6倍し、これの2割の割引をして端数計算した額とします。
- 2 端数日付き学生定期の場合の運賃計算方は次のとおりとします。
- (1) 1か月+端数日数

第53条の規定を準用して算出した1か月学生定期旅客運賃の日割額に端数日数を乗じ端数計算した額と、1か月学生定期旅客運賃を合算した額とします。

(2) 2か月+端数日数

第53条の規定を準用して算出した2か月学生定期旅客運賃の日割額に端数日数を乗じ端数計算した額と、2か月学生定期旅客運賃を合算した額とします。

(3) 3か月+端数日数

第53条の規定を準用して算出した3か月学生定期旅客運賃の日割額に端数日数を乗じ端数計算した額と、3か月学生定期旅客運賃を合算した額とします。

3 小児の定期旅客運賃は、大人の定期旅客運賃の半額を端数計算した額とします。

## 第4節 団体旅客運賃

## (団体旅客運賃)

- 第36条 団体旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) 大人の団体旅客運賃は、大人普通旅客運賃から次の割引をして端数計算した額に団体人員数を乗じた額とします。

割引率普通団体1割学生団体3割

- (2) 小児の団体旅客運賃は、小児普通旅客運賃を前号に定める割引をして端数計算した額に団体人員数を乗じた額とします。
- (3) 大人と小児が混乗する場合の団体旅客運賃は、前各号の規定によって大人と小児を別々に計算した額を合算した額とします。

## 第5節 貸切旅客運賃

(貸切旅客運賃)

第36条の2 貸切旅客運賃は、第31条の規定によらず、次により算出した運賃を合算するものとします。

(1) 基本運賃

1行程あたり貸切電車1編成ごとに下表に定める基本運賃を収受します。

(2) 加算運賃

貸切電車の乳児を除く実乗車人員が、第29条の2第2項に定める責任人員を超過する場合は、前号に定める基本運賃の他、その超過した人数に下表に定める加算運賃を乗じた額を併せて収受します。

単位:円

運賃計算区間	基本運賃	加算運賃
長楽寺駅~本通駅~広域公園前駅~長楽寺駅の1行程	110,000	490
長楽寺駅~広域公園前駅~本通駅~長楽寺駅の1行程	110,000	490
長楽寺駅~本通駅間1往復の1行程	91, 670	4 3 0
長楽寺駅~広域公園前駅間1往復の1行程	61, 880	3 0 0

2 貸切電車の運行行程が、複数にわたる場合は、各運賃計算区間毎の基本運賃及び加算運賃を合算します。

(乗車券の使用条件)

第37条 乗車券は、特に定める場合を除き、その券面表示事項に従って、1回に限り使用することができます。この場合、乗車人員が記載されていない乗車券は、1枚につき1人に限るものとします。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しません。

(券面表示事項等が不明となった乗車券)

- 第38条 乗車券は、その券面表示事項が不明となったとき又はその磁気情報等の効力が失われたときは 使用することができません。
- 2 前項の規定により使用できない乗車券(普通乗車券を除く。)を所持する旅客は、これを会社の指定 する駅に提出して書換えを請求しなければなりません。
- 3 前項の規定により旅客から書換えの請求があった場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、旅客の申出その他の方法により不明事項が判別できるときは、当該乗車券と引き換えに再発行の取扱いをします。
- 4 第1項の規定により使用できない普通乗車券を所持する旅客は、係員に申し出て払戻しを請求のうえ、 買い換えなければなりません。
- 5 第3項及び前項に規定する取扱いを行った場合、旅客の過失によるときは、次の各号に規定する手数 料を収受します。

(1) 普通乗車券 1 1 0 円

(2) 定期乗車券 5 2 0 円

(3) 団体乗車券、貸切乗車券

220円

(改氏名等の場合の定期乗車券の書換え)

- 第39条 定期乗車券の使用旅客が氏名等を改めた場合は、定期乗車券発売駅に別に定める申込書と当該 乗車券を提出して、氏名等の書換えを請求しなければなりません。この場合、手数料は無料とします。 (有効期間の起算日)
- 第40条 乗車券の有効期間の起算日は、有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除いて当該乗車券を発行した当日とします。

(小児が大人券を使用した場合の取扱い)

第41条 第31条の規定にかかわらず、大人用の普通乗車券であっても小児が使用することができます。 ただし、旅客運賃の払戻しはしません。

(有効期間)

- 第42条 乗車券の有効となる期間は、別に定める場合のほか、次のいずれかのとおりとします。
- (1) 普通乗車券 1日
- (2) 定期乗車券

ア 通勤定期乗車券 1か月、3か月、6か月

イ 学生定期乗車券 1か月、2か月、3か月、6か月

1か月と端数日、2か月と端数日、3か月と端数日

(3) 団体乗車券 1 日(4) 貸切乗車券 1 日

2 削 除

(途中下車の無効)

第43条 旅客は、別に定める場合を除き、旅行開始後その所持する乗車券(定期乗車券を除く。)の券面に表示された有効区間内の駅に下車して出場したのち、当該乗車券を使用して再び電車に乗り継いで旅行することはできません。

(乗車券が前途無効となる場合)

- 第44条 普通乗車券は、次のいずれかの場合は、その後の乗車について無効として回収します。
- (1) 旅客が前条に規定する駅に下車したとき
- (2) 旅客が第107条に規定する手回り品の点検に応じないため、前途の乗車を拒絶したとき
- (3) 鉄道運輸規程(昭和17年2月鉄道省令第3号)第24条又は軌道運輸規程(大正12年12月鉄道省

令第 4 号) 第 21 条の規定により、旅客を車外又は鉄道、軌道用地外に退去させたとき (定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)

第45条 定期乗車券以外の乗車券は、次のいずれかの場合は、無効又は回収若しくはその両方の取り扱いをする場合があります。

- (1) 第74条の規定により購入した特定割引の乗車券を、該当者以外の者が使用したとき
- (2) 資格等の内容を偽って発行された証明書等で購入した乗車券を使用したとき
- (3) 券面表示事項を塗り消し、又は改変して使用したとき
- (4) 磁気情報等が失われた乗車券又は券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき
- (5) 区間の連続していない2枚以上の乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を 乗車したとき
- (6) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき
- (7) 身体障害者手帳又は旅行証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯していないとき
- (8) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき
- (9) 大人が小児用の乗車券を使用したとき
- (10) その他乗車券を不正乗車の手段として使用したとき又は使用しようとしたとき
- 2 前項の規定は、定期乗車券以外の乗車券を偽造(偽装を含む。以下同じ。) して使用した場合に準用します

(定期乗車券が無効となる場合)

- 第46条 定期乗車券は、次のいずれかの場合は、無効又は回収若しくはその両方の取り扱いをする場合があります。
- (1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき
- (2) 使用資格、氏名、年令、区間又は学生の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき
- (3) 券面表示事項が不明となった定期乗車券又は内部情報が失われた定期乗車券を使用したとき
- (4) 券面表示事項を塗り消し、又は改変して使用したとき
- (5) 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用してその各券面に表示された区間と区間の間を 乗車したとき
- (6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間の間を乗車したとき
- (7) 学生定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき
- (8) 有効期間開始前の定期乗車券を、その期間開始前に使用したとき
- (9) 有効期間満了後の定期乗車券を、その期間満了後に使用したとき
- (10) 学生定期乗車券、特定割引通勤定期乗車券又は特定割引学生定期乗車券を証明書等携帯しないで使 用したとき
- (11) その他定期乗車券を不正乗車の手段として使用したとき又は使用しようとしたとき
- 2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用したとき又は使用しようとしたときに準用します。 (学生定期乗車券の効力)
- 第47条 学生定期乗車券は、その在学する学校等の代表者が学生、生徒であることを証明する(別表7) に定める証明書を携帯する場合に限って有効とします。
- 2 学校等において、その代表者が発行した証明書で、前項に規定する様式に準ずるものは、同項の証明 書に代用することができます。

## 第 6 章 乗車券の改札及び引渡し

(乗車券の改札)

- 第48条 乗車の目的で駅に入場しようとするときは、所定の乗車券を所持して自動改札機又は係員により改札を受け、定められた場所から入場しなければなりません。
- 2 旅客は、係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券の改札を受けなければなりません。 なお、当該乗車券の使用が、証明書等の携帯を必要とするものであるときの証明書についても同様とします。

(乗車券の引渡し)

- 第49条 旅客は旅行を終了し、駅から出場するときは、所持する乗車券を自動改札機又は係員の改札を 受け、所定の場所から出場しなければなりません。
- 2 前項に規定するほか、旅客が所持する乗車券が効力を失ったとき、又はその乗車券を使用する資格を 失った場合は、当該乗車券を係員に引き渡すものとします。

#### 第 7 章 旅客の特殊取扱い

#### 第1節 乗車変更

(乗越)

- 第50条 旅客は、所持する乗車券に表示された着駅を超えて乗車した場合は、次の各号に定めるところにより、乗越区間の旅客運賃を支払わなければなりません。
- (1) 普通乗車券は、発駅から乗車券に表示された着駅までの普通旅客運賃と発駅から乗り越した着駅までの普通旅客運賃との差額
- (2) 特定割引の普通乗車券は、発駅から乗車券に表示された着駅までの特定割引の普通旅客運賃と発駅から乗り越した着駅までの特定割引の普通旅客運賃との差額
- (3) 定期乗車券及び団体乗車券は、乗り越した区間の普通旅客運賃。ただし、特定割引の定期乗車券は、乗り越した区間の特定割引の普通旅客運賃

(精算)

- 第51条 前条に規定する乗越の精算は、自動精算機又は係員により行います。
- 2 自動精算機により精算した場合は、同機により発行された、「別表8」に定める出場証を自動改札機 に投入して出場します。
- 3 第1項に係わらず IC 乗車券の精算については、別に定める規則によります。

(定期乗車券の種類又は区間の変更)

- 第52条 旅客は、所持する定期乗車券(以下本条において「原乗車券」という。) の使用資格に変更が あった場合又は乗車区間を変更する必要が生じた場合は、手数料220円を支払い、原乗車券と引き換 えに新たな種類又は区間の定期乗車券の発売を請求することができます。
- 2 前項に規定する請求に当たっての手続きは、第21条又は第22条の規定を準用します。
- 3 原乗車券については、未使用日数に日割額を乗じ、端数計算した額を払い戻します。

(日割額の計算方法)

第53条 前条第3項に規定する日割額は、定期旅客運賃を次の日数で除し、1円未満の端数を1円に切り上げて算出します。

(1)	有効期間1か月のもの	30日
(2)	有効期間 2 か月のもの	60日
(3)	有効期間3か月のもの	90日
(4)	有効期間6か月のもの	180日

## 第2節 乗車券の無札及び無効

(乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃、増運賃の収受)

- 第54条 旅客が、次のいずれかの場合は、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その 2倍に相当する額の増運賃とを併せて収受します。ただし、当該旅客の乗車駅が不明なときは、当該電 車の始発駅を乗車駅とみなします。
- (1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき
- (2) 第45条に規定する無効な乗車券で乗車したとき
- (3) 自動改札機又は係員による乗車券の改札を受けないで入場し、又は集札を受けないで出場したとき
- 2 団体旅客が乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、又は小児の人員として大人を乗車させたと

きは、第 45 条の規定にかかわらず、その超過人員又は大人だけに対して普通旅客運賃とその 2 倍に相当する額の増運賃をその団体申込者から収受します。

3 貸切旅客運送の際、係員の承諾を得ず乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、又は乳児の人員 として小児若しくは大人を乗車させたときは、第45条の規定にかかわらず、その超過人員だけに対し て普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃をその貸切旅客運送申込者から収受します。

(定期乗車券不正使用の旅客に対する旅客運賃、増運賃の収受)

- 第55条 第46条の規定により定期乗車券を取り扱った場合は、当該旅客から次の各号による日から無効の事実を発見した日まで、毎日1往復乗車したものとして計算した当該定期乗車券の区間の普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃を併せて収受します。
- (1) 第46条第1項第1号から第6号までに該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日から
- (2) 第46条第1項第7号に該当する場合は、その使用資格を失った日から
- (3) 第46条第1項第8号に該当する場合は、その発売の日から
- (4) 第46条第1項第9号に該当する場合は、その有効期間満了の日の翌日から
- (5) 第46条第1項第10号及び第11号に該当する場合は、当日分

## 第3節 乗車券の紛失

(乗車券を紛失したときの取扱方)

- 第56条 旅客から乗車券紛失の申出があった場合は、次の各号により取り扱います。
- (1) 係員が乗車券紛失の事実を認定できる場合は、乗車区間の普通旅客運賃を収受します。
- (2) 係員が乗車券紛失の事実を認定出来ない場合は、乗車区間の普通旅客運賃とその2倍に相当する増運賃を併せて収受します。
- 2 前項の規定により、再度旅客運賃を支払った旅客は、会社に対して「別表9」に定める再収受証明書の 交付を請求することができます。ただし、定期乗車券を紛失した旅客は、再収受証明書の交付を請求す ることはできません。
- 3 旅客が団体乗車券及び貸切乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、第1項第1号の規定にかかわらず、別に定める再発行申込書の提出を受け、手数料220円を収受して、再発行することがあります。

#### 第4節 運行不能及び遅延

(電車の運行不能又は遅延の場合の取扱方)

- 第57条 旅客は、旅行開始前に、次の各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券 (定期乗車券及びIC乗車券を除く。)が不要になった場合は、その乗車券が有効期間内であるときに限って、すでに支払った旅客運賃の払戻しを請求することができます。
- (1) 電車が運行不能となったとき
- (2) 電車が運行時刻より遅延し、そのため、着駅到着時刻に1時間以上遅延したとき(1時間以上遅れることが確実な場合を含みます。)
- 2 旅客(定期乗車券を使用する旅客を除く。)は、旅行開始後、前項各号のいずれかに規定する事由が発生した場合は、そのまま旅行を中止するか、次条に規定する無賃送還の取扱いを請求することができます。

(無賃送還の取扱い)

- 第58条 前条第2項の規定により、旅客が無賃送還の請求をした場合は、次の各号及び別に定める規則 に定めるところにより取り扱います。
- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券面に表示された発駅までとします。
- (2) 無賃送還は、乗車券面に表示された発駅に向けて出発する最近の電車によります。
- (3) 無賃送還中は、途中下車の取扱いはしません。
- (4) 旅客が、前各号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いはしません。

(旅客運賃の払戻し)

- 第59条 第57条第1項各号に規定する事由が発生した場合の旅客運賃の払戻しは、当該駅で次の各号 に定めるところにより取り扱います。
- (1) 旅行開始前

既収運賃の全額

- (2) 旅行開始後
  - ア 旅客の任意により、乗車券面に表示された発駅にいたる途中駅まで無賃送還したとき又は運行不能となり止まった駅で旅行を中止したとき
    - (7) 普通乗車券又は団体乗車券

乗車券面に表示された当該旅客運賃と発駅から途中駅又は旅行中止駅までの当該旅客運賃と の差額

(イ) 特定割引の普通乗車券

乗車券面に表示された特定割引の普通旅客運賃と発駅から途中駅又は旅行中止駅までの特定 割引の普通旅客運賃との差額

(ウ) 貸切乗車券

既収旅客運賃の全額

イ 乗車券面に表示された発駅まで無賃送還したとき

既収旅客運賃の全額

(定期乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払戻し)

- 第60条 定期乗車券を使用する旅客は、電車が運行休止のため、引き続き5日以上その乗車券を使用できなくなったときに限り、当該乗車券を定期乗車券発売駅に提出して、相当日数の有効期間の延長を請求し、又は定期旅客運賃の払戻しを請求することができます。
- 2 前項に規定する払戻し額は、第53条の規定を準用して算出した日割額に休止日数を乗じ、端数計算した額とします。
- (1) 有効期間延長の取扱いは、旅客が次期継続購入の定期乗車券の有効期間に付加する場合に限ります。
- (2) 定期旅客運賃の払戻しは、当該定期乗車券の有効期間満了後又は第71条に規定する所定の払戻しを請求したときに併せて行います。

第5節 誤 乗

(誤乗区間の無賃送環)

第61条 普通乗車券又は特定割引の普通乗車券を所持する旅客が、誤って乗車券面に表示された区間外に乗車した場合で、係員が事実を認定できるときは、最近の電車によってその誤乗区間について、無賃送還の取扱いをします。

第 8 章 旅客運賃の払戻し

第1節 通 則

(旅客運賃払戻しの取扱箇所)

第62条 旅客運賃の払戻し箇所は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 普通乗車券 発売した駅
- (2) 定期乗車券 県庁前駅、新白島駅、大町駅、広域公園前駅
- (3) IC 乗車券 別に定める規則によります
- (4) 団体乗車券

旅行開始前 発売した駅

旅行開始後 発売した駅又は着駅、若しくは会社の指定した箇所

(5) 貸切乗車券 発売した駅又は発売した箇所、若しくは会社の指定した箇所

(払戻し請求権行使期限)

第63条 旅客は、旅客運賃について払戻しの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券を発売した日の翌日から起算して1か年を経過した場合は、請求できません。

(払戻しをする場合の限度額)

第64条 旅客から旅客運賃の払戻しの請求があった場合は、旅客が実際に支払った旅客運賃を限度として取り扱います。

(増運賃の払戻しの禁止)

第65条 旅客は、第54条及び第55条に規定する無札及び不正使用の旅客として支払った増運賃について払戻しの請求はできません。

(旅客運賃の払戻し手数料の収受)

第66条 旅客運賃の払戻しをする場合は、第6条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する各制限又は停止により、払戻しの取扱いをする場合並びに電車の運行不能又は遅延のため第59条又は第60条の規定に基づき払戻しの取扱いをする場合を除いて、次の各号による手数料を収受します。

(1) 普通乗車券 1 枚につき 1 1 0 円

(2) 定期乗車券 1 枚につき 2 2 0 円

(3) その他の乗車券 1 枚につき 2 2 0 円

## 第2節 旅行開始前又は使用開始前の払戻し

(旅行開始前の旅客運賃の払戻し)

- 第67条 旅客は、旅行開始前に所持する乗車券が不要となった場合は、その乗車券が有効期間内であるときに限り、所定の手数料を支払い旅客運賃の払戻しを請求することができます。ただし、旅客の勘違いやその他事情やむを得ないと認められる場合は、手数料を収受しないで払戻しをすることがあります。
- 2 前項の規定は、介護者又は付添人を伴う特定割引の乗車券が不要となった場合は、介護者又は付添人とともに払戻しを請求しなければ適用することができません。

(使用開始前の定期旅客運賃の払戻し)

第68条 前条第1項の規定は、有効期間の開始前の定期乗車券について準用します。

(旅行開始前の団体旅客運賃の払戻し)

- 第69条 旅客は、旅行開始前に団体乗車券が不要となった場合、所定の手数料を支払い、すでに支払った団体旅客運賃の払戻しを請求することができます。
- 2 団体旅客の人員が、旅行開始前に減少した場合で請求があったときは、減少した人員に対し前項の規 定を準用して旅客運賃の払戻しを請求することができます。

(旅行開始前の貸切旅客運賃の払戻し又は保証金の返却)

- 第69条の2 旅客は、貸切旅客運送開始前に貸切旅客運送の取消を会社が認めた場合に限り、所定の手数料を支払い、すでに支払った貸切旅客運賃の払戻し、又は保証金の返却を請求することができます。
- 2 第 29 条の 2 第 2 項に定める責任人員を超過した人員が、旅行開始前に減少した場合で、旅客から請求があったときは、減少した人員に対し前項の規定を準用して、すでに支払った加算運賃の払戻し、又は保証金の払戻しを請求することができます。

## 第3節 旅行開始後又は使用開始後の払戻し

(旅行開始後の旅客運賃の払戻し)

第70条 旅客が、乗車券(定期乗車券を除く。)を使用して旅行を開始した後、任意に旅行を中止した場合は、旅客運賃の払戻しをしません。

(使用開始後の定期旅客運賃の払戻し)

第71条 旅客は使用開始後の定期乗車券が不要になった場合は、有効期間があるときに限り、所定の手 数料を支払い別に定める算式による未使用期間に対する定期旅客運賃の払戻しを請求することができ

#### 第4節 紛失発見

(普通乗車券等の紛失発見)

第72条 乗車券(定期乗車券を除く。)を紛失し再度旅客運賃を支払った旅客は、旅行終了前に紛失した乗車券を発見した場合、又は旅行終了後に発見した場合であっても再収受証明書を所持する場合は、 所定の手数料を支払い、再度支払った旅客運賃の払戻しの請求をすることができます。

第 9 章 旅客運賃の割引

第1節 通 則

(割引の種類)

第73条 割引の種類は、次のとおりとします。

- (1) 特定割引
- (2) 企画割引
- (3) 削除
- 2 削除

#### 第2節 特定割引

(特定割引となる乗車券の発売)

- 第74条 特定割引となる乗車券(以下、乗車券の次に「(特定割引)」と表示します。)は、「身体障害者」、「知的障害者」、「精神障害者」又は「被救護者」が単独又は介護者若しくは付添人と共に乗車する場合に発売します。
- 2 前項の規定に基づき発売する乗車券の種類は、次のとおりとします。
- (1) 身体障害者、知的障害者、精神障害者

普通乗車券 (特定割引)

定期乗車券 (特定割引)

(2) 被救護者

普通乗車券 (特定割引)

- 3 介護者又は付添人に発売する乗車券(特定割引)は、その種類、乗車区間及び有効期間が身体障害者等に発売する乗車券(特定割引)と同一なものとし、同時に発売します。ただし、身体障害者等に学生定期乗車券(特定割引)を発売する場合、介護者に発売する定期乗車券は、通勤定期乗車券(特定割引)に限ります。
- 4 前項に規定する介護者又は付添人は、身体障害者等1人に対して1人とし、係員が、介護能力又は付添能力があると認める者に限ります。
- 5 第3項の規定にかかわらず、身体障害者等本人が乳児又は幼児の場合において、第31条第3項の規定により旅客運賃を収受しない場合は、介護者又は付添人に対してのみ乗車券(特定割引)を発売します。

(身体障害者等)

- 第75条 前条第1項に規定する「身体障害者」、「知的障害者」、「精神障害者」及び「被救護者」とは、 次の各号に掲げるとおりとします。
- (1) 身体障害者

身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている方

(2) 知的障害者

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法 (昭和

35 年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された方で療育手帳の交付を受けている方

(3) 精神障害者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条に規定する精神障害 者保健福祉手帳の交付を受けている方

(4) 被救護者

児童福祉法第12条の4及び第41条から第44条の2までに規定する諸施設のうち、会社の指定を受けた諸施設により養護又は保護を受けている方

(乗車券の購入方)

- 第76条 乗車券 (特定割引)を購入しようとする旅客は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、又は児童福祉法第12条の4及び第41条から第44条の2にまでに規定する施設のうち、会社の指定を受けた諸施設の長が発行した(別表11)に定める旅行証明書等を携帯し、係員の請求があったときは、提示しなければなりません。
- 2 定期乗車券(特定割引)の購入については、前項の規定によるほか、第21条及び第22条の規定を準 用します。
- 3 本条並びに第15条の規定に係る手帳の提示は、「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報の デジタル化による本人確認について」(令和4年1月18日国鉄事第602号国土交通省鉄道局通知)によ るスマートフォンのアプリケーションの画面提示をもって代えることができます。

(運賃の割引)

- 第77条 特定割引を適用する旅客の運賃は、次の各号により割引き、端数計算した額とします。
- (1) 普通旅客運賃(特定割引)

大人普通旅客運賃の5割引き

- (2) 通勤定期旅客運賃(特定割引)
  - 大人通勤定期旅客運賃の5割引き
- (3) 学生定期旅客運賃(特定割引)

大人学生定期旅客運賃の5割引き

2 小児に対しては、旅客運賃の割引きをしません。

(介護者等が共に乗車する場合の乗越し又は払戻し)

第78条 介護者又は付添人が共に乗車する場合の乗越し又は旅客運賃の払戻しは、共に行うときに限り 取り扱います。

## 第3節 企画割引

(企画割引となる乗車券の発売)

第79条 企画割引となる乗車券(以下、乗車券の次に「(企画割引)」と表示します。) は、会社が一定の区間及び期間を定め、又は一定の条件を付して普通旅客運賃等を割引きして発売します。

(割引率等)

- 第80条 前条に規定する乗車券(企画割引)の割引率、発売方、様式等については、そのつど定めます。
- 2 前項の場合で、割引率を定めることが適当でないときは、特定旅客運賃とすることがあります。 (観光券等との組合せ)
- 第81条 第79条の規定により乗車券(企画割引)を発売する場合、観光券等を組み合わせて設定し発売することがあります。
- 2 前項の規定により、観光券等を組み合わせて発売する乗車券(企画割引)については、払戻し等について条件をつけることがあります。

(入場券の発売)

- 第82条 大人及び小児が乗車以外の目的で駅に入場しようとする場合は、入場券を購入しなければなりません。この場合、入場者の年令別区分及び幼児又は乳児の随伴については、第31条の規定を準用します。
- 2 入場券の様式は、「別表 12」に定めるとおりとします。ただし、会社が必要と認めた場合は、発売方、 様式等について別に定める場合があります。

(入場料金)

第83条 入場料金は1人について大人220円、小児110円とします。

(入場券の効力)

- 第84条 入場券は、発売駅で発売当日中に1人1回に限り使用することができます。
- 2 入場券の有効時間は入場後1時間とします。
- 3 入場券で入場した旅客は、電車内に立ち入ることはできません。
- 4 入場券は、会社が必要と認めた場合、有効となる駅以外の箇所で発売することがあります。この場合、 第1項の規定にかかわらず、有効日は券面に記載した日とします。

(入場券が無効となる場合)

- 第85条 入場券は、次のいずれかの場合は無効として回収します。
- (1) 券面表示事項を塗り消し、又は改変して使用したとき
- (2) 磁気情報が失われた入場券又は券面表示事項が不明となった入場券を使用したとき
- (3) 発売駅以外の駅で使用したとき
- (4) 大人が小児の入場券を使用したとき
- (5) 入場後、1時間以上経過して出場しようとしたとき
- (6) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき
- (7) 偽造の入場券を使用して入場したとき

(入場券の改札)

第86条 入場券で入出場するときは、自動改札機に投入して入出場するものとします。ただし、磁気情報を使用しない様式で発行した場合は、係員の改札および集札により入出場するものとします。

(無札入場者)

第87条 乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合、又は第85条の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から所定の入場料金を徴収します。

(入場料金の払戻し)

第88条 入場料金の払戻しはしません。ただし、入場制限をした場合、既に購入済みのものについては、 手数料なしで払戻しを請求することができます。

第 1 1 章 削 除

第1節 削 除

 第89条
 削
 除

 第90条
 削
 除

 第91条
 削
 除

 第92条
 削
 除

第2節 削 除

 第93条
 削
 除

 第94条
 削
 除

 第95条
 削
 除

 第96条
 削
 除

 第97条
 削
 除

第3節 削 除

第98条 削 除 第99条 削 除

第4節 削 除

第100条 削 除 第101条 削 除 第102条 削 除 第103条 削 除 第104条 削 除

第 1 2 章 手回り品

(手回り品の範囲及び保管責任)

- 第105条 旅客は、自ら携行する物品で、座席又は通路をふさぐおそれのないものを、手回り品として 車内に持ち込むことができます。ただし、その保管の責任は当該旅客において負わなければなりません。 (危険品等の持込み禁止)
- 第106条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかの物品等は、駅構内及び車内に持ち込むことができません。
- (1) 「別表 14」に掲げる危険品及び火災発生のおそれのあるもの
- (2) 他の旅客に対し危害を及ぼすおそれのあるもの及び臭気、不潔等により迷惑を及ぼすおそれのあるもの
- (3) 死体
- (4) 動物(身体障害者補助犬法(平成14年5月法律第49号)に定める身体障害者補助犬及び愛がん用 小動物等で容器に入れられたものを除く。)
- (5) 車両を破損するおそれのあるもの
- (6) 刃物(他の旅客に対し危害を及ぼすおそれのないよう梱包されたものを除く。)
- 2 別表 14 に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として駅構内及び車内に持ち込むことができます。

(手回り品の点検)

- 第107条 旅客が、手回り品に危険品等を収納している疑いがあるときは、その旅客の立会を求めて、 点検することがあります。
- 2 前項の場合、旅客が手回り品の点検に応じないときは、前途の乗車をお断りすることがあります。

## 附則

この規則は、2025年11月 6日から改正施行します。

1994年	8月2	0日制定	2014年	4月 1日改正
1994年1	2月	1日改正	2015年	2月11日改正
1995年1	0月1	8日改正	2015年	3月14日改正
1996年1	1月	1日改正	2016年	4月28日改正
1997年	3月3	1日改正	2017年1	0月 1日改正
1997年	4月	1日改正	2019年	4月 1日改正
1997年	9月	1日改正	2019年1	0月 1日改正
1998年	4月	1日改正	2020年	1月31日改正
1998年	6月1	7日改正	2021年	5月15日改正
1998年	7月1	6日改正	2022年	2月25日改正
2003年	5月1	3日改正	2024年	4月18日改正
2004年	1月	1日改正	2024年	6月 1日改正
2004年	3月2	0日改正	2024年	9月 8日改正
2008年	4月	1日改正	2025年	4月25日改正
2009年	8月	8日改正	2025年1	0月 1日改正
2011年	4月	1日改正		

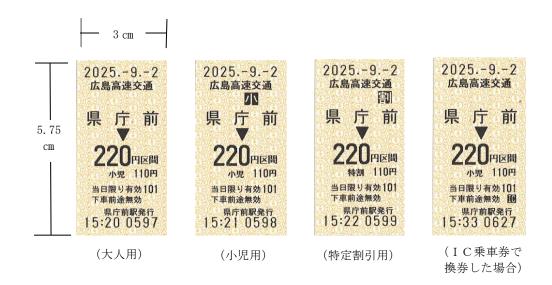
7	4	Ξ.	0.	7.	က	5.	4	4	4.	4	9.	0.	8.8	7.8	7.0	6.4	5.7	4.5	3.5	2.4	0.8	<b>1</b> =
7	18.4	18.	17.0	16.7	16.3	15.5	14.4	13.4	12.4	11.4	10.6	10.0	8	7	7.	9	5	4	8	2	0	三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三
単位:キロメートル	17.6	17.3	16.2	15.9	15.5	14.7	13.6	12.6	11.6	10.6	9.8	9.2	8.0	7.0	6.2	5.6	4.9	3.7	2.7	1.6	5.4	広域公園
単位:	16.0	5.7	14.6	14.3	13.9	13.1	12.0	11.0	10.0	9.0	8.2	9.7	6.4	5.4	4.6	4.0	3.3	2.1	1.1	-11	大塚	
	6	14.6	2	2	8	12.0	6	9.9	8.9	6.7	7.1	6.5	5.3	4.3	3.5	2.9	2.2	1.0		伴中央		J
	9 14.	9	5 13.	2 13.	8 12.		.9 10.	8.9		6.9		5.5	4.3	3.3	2.5	1.9	1.2	_	大原			
	13.	13.	12.5	12.2	11.8	11.0	6		7.9		6.1						1.	井				
	12.7	12.4	11.3	11.0	10.6	8.6	8.7	ĽL	2.9	2.3	4.9	4.3	3.1	2.1	1.3	2.0	楽寺					
	12.0	11.7	10.6	10.3	9.9	9.1	8.0	7.0	6.0	5.0	4.2	3.6	2.4	1.4	9.0	取	南					
	11.4	11.1	10.0	9.7	9.3	8.5	7.4	6.4	5.4	4.4	3.6	3.0	1.8	0.8	ιν							
	10.6	10.3	9.2	8.9	8.5	7.7	9.9	9.6	4.6	3.6	2.8	2.2	1.0		上安		l					
	9.6	9.3	8.2	6.7	7.5	6.7	9.6	4.6	3.6	5.6	1.8	1.2	4п	安東		l						
榖	8.4	8.1	0.7	6.7	3	2	4.4	3.4	2.4	1.4	9.0		毘沙門台									
탶					7 6.	9 5.					0	十月	毗									
	7.8	7.5	6.4	6.1	5.	4.9	3.8	2.8	1.8	0.8	<del> </del> E											
#	7.0	6.7	5.6	5.3	4.9	4.1	3.0	2.0	1.0	鋭	Η¤											
<b>₩</b>	0.9	5.7	4.6	4.3	3.9	3.1	2.0		西原	中筋		•										
呼	2.0	4.7	3.6	3.3	2.9	2.1	-	<b>氰北</b>			l											
	4.0	3.7	5.6	2.3	1.9	1.1		祇園新橋北														
	5.9	5.6	.5	1.2	8.0		不動院前	班														
			7 1		0	4田	K															
	2.1	1.8	0.7	0.4	白島																	
	1.7	1.4	0.3	鲁	ш																	
	1.4	1.1	ىد	新白島		•																
	0.3	Ú.	城北		l																	
		県庁前																				
	本通	<u> </u>																				

乗車券の表面表示

1	小	小児用普通乗車券、小児用定期乗車券、及び小児用入場券を発売する場合
2	割	特定割引となる普通乗車券、及び特定割引となる定期乗車券を発売する場合
3	IC	IC 乗車券により普通乗車券を発売する場合
4	学	学生定期乗車券を発売する場合
5	継	定期乗車券を継続発売する場合
6	再	定期乗車券を再発行する場合
7	C 制	定期乗車券をクレジットカード支払いで発売する場合

別表3 (第14条)

普通乗車券の様式



#### 別表4-1 (第14条)

#### 定期乗車券の様式

(表面)

通勤定期券(大人用)



通勤定期券(小児用)



通勤定期券(特定割引用)



学生定期券(大人用)



学生定期券(小児用)



学生定期券(特定割引用)



(裏面)



別表4-2 (第14条)

定期乗車券の様式

(表面)

通勤定期券 (大人用)



通勤定期券 (小児用)



通勤定期券(特定割引用)



学生定期券 (大人用)



学生定期券 (小児用)



学生定期券 (特定割引用)



(裏面)



## 団体乗車券及び貸切乗車券の様式

(表面)

	普通団体・学生団体・ 貸切・( )		ŧ	乗	車券		甲册	No. O	0 0 - 0 0	
団体割 引 率	1割・3割・( )	団体名または 代表者名							様	
乘車日	年	月 日	乘車人員()	内人数)	贷切列率責任人員	8	保証金		F	
委車	広島高速交通線	列車番号	大人	(教職員)	一人あたりの旅り	作運賃(貸切運賃)	·			
区間	発駅 - 着駅	(発時刻)	小児	(付添人)	普通旅客運賃(円) (超過人員(名))	団体旅客運賃(円) (加算運賃(円))	2† (I	円)	備考	
<b>①</b>	_		名	名						
•		:	名	名						
(2)	_		名	名						
)		:	名	名						
(3)	_		名	名						
•		:	名	名						
4	_		名	名						
90		:	名	名						
(S)			名	名						
(3)	_	:	名	名						
記事					承認(引受)番号	合計旅客運賃額 (####₹###\$#)				
					_	(ひだう種女が単独性)			Р	

(裏面)

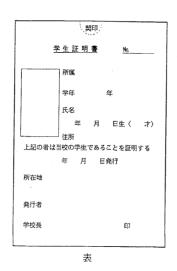
	デ利用につ			-	8				
	プ利用ひつ			(	ご 案	内			
	ニイリカコドニン	ついては	、広島	高速交通相	*式会社旅客	営業規則その	の他の規定に	こよります。	
<ul><li>駅の乗</li></ul>	降は、自動	协改札機	を通ら	ず、係員の	のいる改札を	お通りくだ	さい。		
改札証明 -	精算欄								
乗車日		入均	易時の実際	(乗車人員		改札欄		精算又は、払戻棚	
乗車区間	大人	(教職員)	(付添人)	小児	合計	発駅	着駅	変更後団体 (貸切) 旅客運賃	収受又は 払戻額
1								н	P
2								PI PI	P
									P P
2								н	
3								PI PI	F

別表6 (第28条、第29条の3)

団体旅行申込書の様式

以下の	内容で申し込	みます。		申込	В	年 月 日
团	体種別	普通団体・学生	団体・貸切団体	• (	)	
团	体名称					
	住 所					
中 八表者 氏名						印
	電話番号					
1		大人	(教職員)	(付添人)	小児	合計
	内は内人数を 乗車日		<b>全車区間</b>		発車時間	備考
1	8 6		<b>→</b>			
2	v D		$\rightarrow$			
3	× 6		-		:	
4	8 8		$\rightarrow$		:	
5	× 0		$\rightarrow$		:	
保	員記入欄				1	
	受付日	年	Д В	受付箇所		
R	K認番号	-	9	担当者印		
<ul><li>・学生E</li><li>長を申込</li></ul>	  内をご記入く                                     	ださい。 体として申込む場合 を押印してください 申し込み受付後の変	i, )			は、教育長又は校

#### 学生定期乗車券用学生証明書の様式 (一般例示)



(2主元章)

(1) この証明者は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券には小工乗車券によって乗車船する場合には必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(2) この証明者は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。

(3) この証明者を紛失したときは、直ちに発行者に届けなければならない。

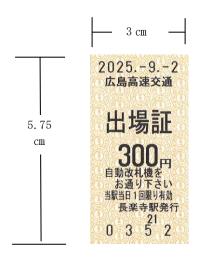
(4) この証明者は新たな証明書の交付を受けたとき又は修了、選校等によって収額を失ったときは、直ちに発行者に互さなければならない。

(5) この証明書の有効期間は発行の日から一箇年とする。

裏

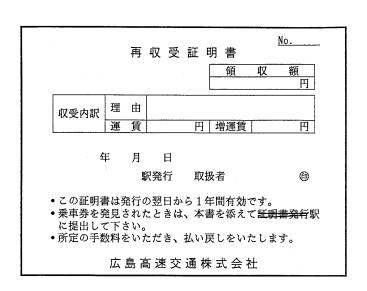
別表8 (第51条)

## 出場証の様式



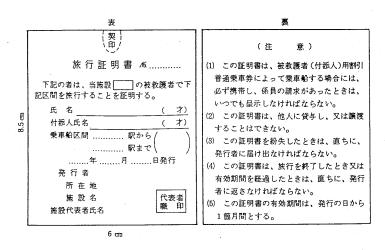
別表9 (第56条)

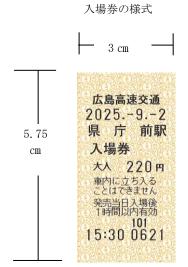
再収受証明書の様式



## 別表11 (第76条)

## 旅行証明書の様式 (一般例示)





別表13 削 除

## 別表14 (第106条)

危険品の種類

品目	十八宏	中八籽	工八籽	左降日の日日	適用除	外の物品								
品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	物品	重量、数量等								
				黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬										
			火薬	無煙火薬、その他硝酸エステルを主とす る火薬	銃用火薬	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの								
				過塩素酸塩を主とする火薬										
				雷こう、その他の起爆薬	-									
				硝安爆薬	-	_								
				塩素酸カリ爆薬	-	_								
				カーリット	-	_								
			爆薬	その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸 塩を主とする爆薬	-	_								
				硝酸エステル	-									
				ダイナマイト類	-	_								
				ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	-	_								
			intri	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によっ て発火するおそれの ない容器に収納した 400個以内のもの								
1	爆発性 の物	火薬類			実包	銃用実包	弾う大きない。 弾う大きない。 では、これのた200日の内では、 では、これのた200日の内では、 では、これのた200日の内では、 では、これのた200日の内では、 では、これの内では、 では、これの内では、 では、これの内では、 では、これの内では、 では、これの内では、 では、これの内では、 では、これの内では、 では、これの内では、 では、これの内では、 では、これの内では、 では、これの内では、 では、これの内では、 では、これのでは、 では、これののでは、 では、これのでは、 では、これのでは、 では、これのでは、 では、これのでは、 では、これのでは、 では、これのでは、 では、これのでは、 では、これのでは、 では、これのでは、 では、これのでは、 では、これのでは、 では、 では、これのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、							
	<b>32</b> (93)												空包	銃用空包
				信管	-	_								
			火工品	火管	-									
			火工加	導爆線	-									
				雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によっ て発火するおそれの ない容器に収納した 400個以内のもの								
				火薬又は爆薬を装てんした弾丸類	-									
				星火を発する榴弾	-	_								
				救命索発射器用ロケット	-	_								
				煙火	-	_								
				がん具煙火	がん具煙火(おもち ゃ花火、発炎筒*)、	容器・荷造ともの重								
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	競技用紙雷管(大形紙雷管を含む。)	競技用紙雷管及びそ の他のがん具用軽火 工品	量が1キログラム以内のもの								
				導火線	導火線又は電気導火	容器・荷造ともの重 量が3キログラム以								
				電気導火線	線	量が3キログラム以内のもの								
				その他の火工品	-									
			その他	その他、火薬類取締法(昭和25年法律第 149号)で定める火薬類	-	_								

品目	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除	外の物品
番号	ハガ短	エカ類	小刀規	/山灰田マノ田 日	物品	重量、数量等
			_	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠*	容器・荷造ともの重 量が2キログラム以
				ニトロセルローズ	ラッカースプレー*	内のもの
			_	過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬*	容器・荷造ともの重 量が3キログラム以 内のもの
			_	ジニトロベンゼン	-	_
				ジニトロナフタリン	-	_
				ジニトロトルエン	-	_
	LEI 27% Lift.	その他爆発性の物		ジニトロフェノール	-	_
1	爆発性 の物		_	ニトログリコール	-	_
		V 7 190	_	トリニトロベンゼン	-	_
			_	トリニトロトルエン	-	_
			_	ピクリン酸	-	_
			_	過酢酸	-	_
				メチルエチルケトン過酸化物	-	_
			_	アジ化ナトリウム	-	_
				その他、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)における危険物「1. 爆発性の物」に該当する品目	-	
		マッチ	_	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造ともの重   量が3キログラム以   内のもの
			_	硫化リンマッチ	-	_
			_	黄リンマッチ	-	_
		その他を発の物	_	セルロイド類	ペン、眼鏡*	実重量が300グラム 以内のもの
			_	金属カリウム	-	_
			_	金属リチウム	-	_
				金属ナトリウム (金属ソーダ)	-	_
				カリウムアマルガム	-	_
			_	ナトリウムアマルガム	-	_
0	発火性		_	マグネシウム (粉状箔状又はひも状のも   のに限る。)	-	_
2	の物		_	アルミニウム粉	-	_
			_	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外 の金属粉	-	_
			_	黄リン	-	_
			_	硫化リン	-	_
			_	赤りん	-	_
			_	リン化石灰	-	_
			_	リン化カルシウム	-	_
			_	ハイドロサルファイト (亜二チオン酸ナ トリウム)	-	_
			_	カーバイド(炭化カルシウム)	-	_
			_	その他の発火性の物及び製品	油紙(刃物用包装紙等)*	容器・荷造ともの重 量が5キログラム以 内のもの
			_	メタノール (メチルアルコール又は木精)	消毒用アルコール*	1 1-7 0 -7
			_	アセトン	ネイルリムーバー*	
			_	コロジオン	水絆創膏、角質軟化 剤*	2リットル以内又は
3	引火性 の物	可燃性 液体		ブタノール (ブチルアルコール)	希釈用アルコール*	容器・荷造ともの重量が2キログラム以
	V 2 190	11× 14	_	松根油	絵具用溶剤*	内のもの
			_	テレビン油 (松精油)	絵具用溶剤*	
			_	エタノール	消毒用エタノール、 除菌スプレー*	†

品目	1 2) 1000	I the store	, the		適用除夕	トの物品	
番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	物品	重量、数量等	
			_	酢酸	食用酢酸、掃除用酢 酸、農業用酢酸*	2リットル以内又は	
			_	鉱油原油	皮膚の保護剤、保湿剤、化粧品(ローション、クリーム等)*	容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの	
			_	揮発油	_	_	
			_	ソルベントナフタ	_	_	
				コールタール軽油			
			_	ベンゼン (ベンゾール)	_	_	
			_	トルエン (トルオール)	_	_	
			_	キシレン (キシロール又はザイロール)	_		
			_	アルコール (変性アルコールを含む。)	_		
			_	二硫化炭素	-	_	
			_	酢酸ビニルモノマ	_	_	
			_	エーテル	_	_	
			_	クロロシラン	_	_	
			_	アセトアルデヒド	_	_	
			_	パラアルデヒド	_	_	
			_	ジエチルアルミニウム	_	_	
			_	モノメチルアミン	_	_	
			_	トリメチルアミンの水溶液	_	_	
			_	ジメチルアミン	_	_	
		可燃性	_	ピリジン	_	_	
	<b>31 L. M.</b>	液体	_	酢酸アルミ	_	_	
3	引火性 の物		_	酢酸エチル	_	_	
			_	酢酸メチル	_	_	
			_	蟻酸エチル	_	_	
				プロピルアルコール	-	_	
				ビニルメチルエーテル	-	_	
			_	臭化エチル (エチルブロマイド)	-	_	
				酢酸ブチル	-	_	
				フーゼル油	-	_	
				灯油 (石油)	-	_	
				軽油(ガス油)	_	-	
				重油(バンカー油、ディーゼル重油)	_	=	
				ガソリン	_	-	
				ニトロベンゼン (ニトロベンゾール)	_	-	
				ニトロトルエン (ニトロトルオール)	-	_	
				エチルエーテル	_	_	
			_	酸化プロピレン	_	_	
				ノルマルヘキサン	_	-	
				エチレンオキシド	_	=	
				酢酸ノルマルーペンチル	-	_	
				イソペンチルアルコール	_	_	
			_	メチルエチルケトン	-	- - 01 , 1 a N <del>4 7</del> 2	
		その他	_	その他の引火性の物及びその製品	ペンキャ	2リットル以内又は 容器・荷造ともの重 量が2キログラム以 内のもの	

品目	上,八车	中八车	1 // 45	<b>4</b> 10 1 0 1 1	適用除外	外の物品			
番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	物品	重量、数量等			
				酸素ガス	酸素ボンベ、酸素缶*	医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの			
						炭酸ガス(二酸化炭素)	消火器	消火器内に封入した 炭酸ガスで2本以内 のもの	
				(人成八八 (一成 L)(八元)	炭酸ガスカートリッ ジ <b>*</b>				
								天然ガス	プロパンガス*
				水素ガス	水素ガス吸入器*	2リットル以内又は 容器・荷造ともの重			
				窒素ガス	窒素ガスボンベ*	量が2キログラム以内のもの			
				オゾン	オゾン発生器*	1,000			
				ヘリウム	ヘリウムガス*				
				ネオンガス	ネオン管*				
				アセチレンガス	_	_			
			圧縮ガス	硫化水素ガス	_	_			
			77	一酸化炭素ガス	_	_			
				石炭ガス	_	_			
				水性ガス	-	_			
				空気ガス	_	_			
				アンモニアガス	-	_			
				塩素ガス	_	_			
				亜酸化窒素ガス (笑気ガス)	_	_			
				ホスゲンガス	-	_			
4	可燃性	高圧		アルゴン	_	_			
-	のガス	ガス		エタン	_	_			
				エチレン	-	_			
				メタン	-	_			
				その他の圧縮ガス及びその製品	-	_			
				液体炭酸	消火器	消火器内に封入した 炭酸ガスで2本以内 のもの			
				液化プロパン	プロパンガス*				
				フレオン―12	エアゾール噴射剤、 エアコンガス*	2リットル以内又は 容器・荷造ともの重 量が2キログラム以			
				フレオン―22	エアゾール噴射剤、エアコンガス*	量が2キログラム以   内のもの 			
				ブタン	ライター、カセット ガスボンベ*				
				液体空気	_	_			
			液化	液体窒素	_	_			
			ガス	液体酸素	_	_			
				液体アンモニア	_	_			
				液体塩素	_				
				液体亜硫酸	-	_			
				液化シアン化水素 (液体青酸)		_			
				塩化エチル	-				
				塩化メチル (メチルクロライド)		_			
				液化酸化エチレン	_				
				塩化ビニルモノマ	-				

品目					適用除名	外の物品	
番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	物品	重量、数量等	
	可燃性	<b>東</b> に	液化	液体メタン	_		
4	のガス	高圧 ガス	ガス	その他の液化ガス及びその製品	_	_	
			_	塩素酸ナトリウム(塩素酸ソーダ)	_	_	
				塩素酸カリウム	_	_	
				塩素酸バリウム(塩酸バリウム)	_	_	
		塩素酸		塩素酸カルシウム	_		
		塩類		塩素酸ストロンチウム	_		
			_	塩素酸アンモニウム	_	_	
				その他の塩素酸塩類	_		
				過塩素酸アンモニウム(過塩素酸アンモ			
			_	5)	-	_	
		過塩素 酸塩類	_	過塩素酸カリウム	_	<u> </u>	
		DATE AR	_	過塩素酸ナトリウム	_	_	
			_	その他の過塩素酸塩類	_	_	
			_	過酸化ナトリウム (過酸化ソーダ)	-		
			_	過酸化カルシウム	-	_	
		.= -/	_	過酸化マグネシウム	_	_	
		過酸化物	_	過酸化バリウム	_	_	
				_	過酸化亜鉛	_	_
5	酸化性		_	過酸化カリウム	_	_	
	の物		_	その他の無機過酸化物	_	_	
			_	硝石 (硝酸カリウム)	肥料*	容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの	
		硝酸 塩類	_	硝酸アンモニウム (硝酸アンモン又は硝安)	-	_	
			_	硝酸ナトリウム	-	_	
			_	その他の硝酸塩類	_	_	
		亜塩素 酸塩類	_	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤*	密閉した容器に収納 し、且つ、破損する おそれのないよう荷 造した0.5リットル	
						以内のもの	
		W 7716	_	その他の亜塩素酸塩類	_	_	
		次亜塩 素酸	_	晒粉(次亜塩素酸カルシウム)	-	_	
		塩類	_	その他の次亜塩素酸塩類	_		
			_	過硫酸アンモニウム	_	_	
		その他	_	過硫酸カリウム	_	_	
		酸化性 の物	_	過硫酸ナトリウム	-	<del>_</del>	
				三酸化クローム(無水クロム酸)	-	_	
	±/. 4	47.4111		その他の酸化性の物及び製品	-	<del>-</del>	
6	放射性 の物	放射性 物質等	_	放射性同位元素等並びに核原料物質、核 燃料物質及びこれらに汚染されたもの	-	_	
			_	硫酸	バッテリー液*	密閉した容器に収納 し、且つ、破損する	
			_	塩酸	トイレ用強力洗浄剤*	し、且つ、破損する おそれのないよう荷 造した0.5リットル 以内のもの	
7	その他	毒物•	_	硝酸	-	_	
,	危険物	劇物		塩化スルホン酸(塩化スルフリルを含む。)	-	_	
				沸化水素酸	-		
			_	硫酸ジメチル (ジメチル硫酸)			

品目	上八年	中八年	1 八塩	AND LOUIS	適用除夕	トの物品						
番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	物品	重量、数量等						
				フェロシリコン	_	_						
				塩化硫黄	_	_						
				クロルピクリン	_	_						
				四エチル鉛	_	_						
			_	クロロホルム	-	_						
		毒物•	_	臭素(ブロム)	-	_						
		劇物		ホルマリン	_	_						
			_	その他、毒物及び劇物取締法(昭和25年 法律第303号)で指定されている毒物及び 劇物								
			_	その他、毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品(薬液を入れた鉛蓄電池など)	バッテリー*	薬液を入れた鉛蓄電 池で、堅固な木箱に 入れ、且つ、端子が 外部に露出しないよ うに荷造したもの						
			_	硫黄剤								
			_	除虫菊剤								
		農薬	_	燐剤								
			_	DN剤								
			_	燻蒸剤								
			_	殺鼠剤								
			_	除草剤								
	その他		_	展着剤								
7	危険物		_	銅剤								
			農薬	H1 -1-	dh -tr-	dia atta		-11	_	水銀剤	農薬取締法(昭和23	拡散用高圧容器に封
				_	ホルマリン剤	- 年法律第82号)の適 用を受ける農薬	入した農薬で2本以内のもの					
					ジネブ剤							
				_	石灰剤							
			_	砒素剤								
			_	ニコチン剤	-							
			_	デリス剤								
			_	BHC剤								
			_	DDT剤								
			_	鉱油剤								
			_	その他、農薬取締法 (昭和23年法律第82 号) の適用を受けるもの								
			1	生石灰(酸化カルシウム)	乾燥剤*	破損する恐れのない 容器に密閉した1個 の重量が20キログラ ム以内のもの						
		その他	_	塩化アセトフェノン(クロルアセトフェ ノン)	催涙スプレー*	容器・荷造ともの重 量が3キログラム以 内のもの						
		危険物		低温焼成ドロマイト	_							
				塩化リン								
				臭化ベンジル		=						
				四塩化チタン	_	_						

(注1)「適用除外の物品」欄中「物品」欄に\*印が記載されているものは、日常の用途に使用する 小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。 (注2) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。